

介護老人福祉施設重要事項説明書

1. 法人及び事業所の概要

(1) 法人名

名 称	信 輪 会
所 在 地	〒503-0212 岐阜県安八郡輪之内町中郷新田2408番地
法 人 の 種 類	社会福祉法人
代 表 者 氏 名	理事長 田 中 信 成

(2) 提供できるサービスの種類

事 業 所 名	特別養護老人ホーム ことほぎ苑
所 在 地	〒501-6334 岐阜県羽島市堀津町前谷86番1
介護保険指定番号	岐阜県 2170401398 号

(3) 施設の職員体制

	員 数	業 務 内 容	付 記
施設長	常勤	施設の業務を統括する。	1名
医師	嘱託医 非常勤	利用者の診察、健康管理および衛生指導。	1名以上
生活相談員	常勤	利用者、家族の介護相談指導。	1名
栄養士又は管理栄養士	常勤 非常勤	食事の管理、利用者の栄養指導。	1名以上
介護支援専門員	常勤	施設サービス計画の作成、管理、連絡調整。	1名
事務員	常勤	施設の運営管理等その他事務処理。	1名以上
看護職員	常勤 非常勤	利用者の健康管理、利用者の衛生管理。	2名以上
介護職員	常勤 非常勤	利用者の日常生活の介護、指導	15名以上
機能訓練指導員	非常勤	利用者の日常生活の機能訓練、指導	1名以上

付記

- ケアワーカーの員数は看護・介護人員配置基準による3:1を下回らない員数とします。
- 看護・介護の職員の員数は、常勤換算方式に基づくものとします。(看護職員1名は常勤)
- 栄養士・管理栄養士の員数は、常勤換算方式に基づくものとします。
- 前項1に定める者のほか、施設の運営上必要な職員を配置するものとします。

(4) 施設の設備等概要

建物構造	木造 平屋建	浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります
延べ床面積	2577.50m ²	医務室	1室
全室個室	6室	個室	26室
入居定員	50人	機能訓練室	1室
		地域交流スペース	1室

2. サービス内容

① 施設サービスの立案

② 食事 朝食 8:00~ 昼食 12:00~ 夕食 18:00~

- 当施設では、管理栄養士(栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご利用者様の身体の状況および、嗜好を考慮した食事を提供します。

- ③ 入浴
 - 機械浴槽を使用して入浴することができます。
 - 入浴または、清拭を週2回以上行います。

④ 介護

⑤ 機能訓練

⑥ 生活相談

- ⑦健康管理
- ⑧特別食の提供
- ⑨理美容サービス ・理容師の出張による散髪サービスをご利用頂けます。
- ⑩行政手続代行
- ⑪日常費用支払代行
- ⑫所持品保管
- ⑬レクリエーション
- ⑭栄養ケアマネジメントの計画立案

3. 利用料金 (契約書別紙記載)

(1) 基本料金

①施設利用料

入院または外泊が連続して7泊を超える場合には、超えた日数分の居住費

(1日当たりの金額は契約書別紙の居住費の第4段階の金額)をお支払い頂きます。

※ 7日以降の居住費については、対象の居室を空所利用する場合は、料金は発生しません。

②食費

③居住費

(2) 介護保険対象外になる費用

①理美容費

②行政手続代行

③その他

クラブ活動費用、買い物サービス費用などは、実費負担となります。

(3) 支払方法

・毎月20日までに前月分の請求を致します。

(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします)

・お支払い方法は、原則口座振替となります。 振替日は、サービス利用の翌月28日

(休日の場合は翌営業日となります。)

4. 入退所の手続き

(1) 入居の手続き

①原則要介護3以上の認定を受けた方で、入居を希望する方は、ご連絡ください。

②入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※詳細は、生活相談員にお尋ねください。

(2) 退所手続き

①ご利用者様のご都合で退所される場合

退所を希望する日の14日前までにお申し出ください。

②自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

・ご利用者様が他の介護保険設に入居した場合。

・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)または、要支援と認定された場合。

※この場合、所定の期間の経過をもって退所して頂くことになります。

・ご利用者様の死亡または被保険者資格を喪失した場合。

③その他

・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう

催告したにもかかわらず、7日以内に支払わない場合、または、ご利用者様やご家族様などが、当施設や当施設の職員に対して本契約を継続し難しいほどの背信行為を行った場合は、退所して頂く場合がございます。この場合、文書で通知をおこない30日間の予告期間をおいて契約終了となります。

・ご利用者様が病院または診療所に入院し、明らかに3ヵ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヵ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、

契約を終了させて頂く場合がございます。なお、この場合退院後に再度入居を希望される場合は、お申し出下さい。

・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、文書で通知をおこない30日間の予告期間をおいて契約終了となります。

・本施設が特別養護老人ホームとして行うべき通常の介護を実践しても、利用者の疾患等により利用者を安全に介護することが困難な場合、契約を終了させていただく場合がございます。

5. 当施設のサービスの特徴

(1)運営方針

ご利用者様が、自立した生活を営むことができるよう支援し、ご利用者様の
人権を尊重し、プライバシーに配慮した良質のケア・サービスを提供します。

(2)サービスの利用のために

サービスマニュアルの作成や職員への研修実施を行っていきます。

(3)施設利用にあたっての留意事項

面会(※1) 来訪者は必ず、その都度面会簿に記入してください。

面会時間 9:00～21:00

外出・外泊 外出・外泊する場合は、事前に外出届を出して許可を得て下さい。

飲酒・喫煙 施設敷地内では、ご遠慮下さい。

設備・器具の利用 原則として自由ですが、許可を必要とする場合もあります。

金銭・貴重品の管理 別紙、預り金規定参照

宗教活動 施設内では、ご遠慮下さい。

ペット 施設内持込禁止

(※1)感染症等の予防の為、制限または禁止させていただく場合がございます。

6. 緊急時の対応方法

・ご利用者様に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、
ご家族様へ速やかに連絡いたします。

・体調の変化等、緊急の場合は別紙に定める緊急連絡先に連絡します。

・医師はご利用者様の容態により、口頭での指示・若しくは、施設に出向き診療等の対応をします。

・施設内での対応が困難な場合や、生命の危険が差し迫っている場合は速やかに救急車を要請します。

但し、看取り対応のご利用者様の場合は、この限りではありません。

・医師又は看護師は、下記の項目を判断材料とします。

状態変化時の判断項目(基準)について

1. 顔色
2. 血圧
3. SPO2
4. 体温
5. 痛みの訴え
6. 意識レベル
7. 呼吸状態

7. 賠償責任

施設は、サービスの提供にともなって、施設の責めに帰すべき事由によりご利用者様の
生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者様に対してその損害を賠償いたします。

ご利用者様は、故意又は過失によって、施設に損害を及ぼした場合は、施設に対して
その損害を賠償して頂きます。

8. その他重要事項

- (1)施設は、サービスの提供にあたっては、ご利用者様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為を行いません。
- なお、緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合は、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを判断し方法を検討します。身体拘束を行う時点で、ご利用者様ならびにご家族様に対し、説明や方法を指すとともに、ご家族様と相談・承諾を得た上で、委員会を開催し期限付きで解除することを目標に行います。また、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。
- (2)施設は、ご利用者様に対しいかなる虐待も行いません。
- ・施設は、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。
 - ・虐待防止に努める観点から、幅広い職種で構成された委員会を構成します。
 - ・委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。委員会を定期的に開催し、その結果(施設における虐待に対する体制や、再発防止等)について、職員に周知徹底を図ります。
 - ・委員会の運営責任者は委員長とし、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します。担当者は、委員長または委員より選出するものとします。
 - ・虐待防止のための指針を整備します。
 - ・職員に対し虐待を防止するための研修及び新入職員への研修を実施します。なお、研修については、委員会で指針に基づいた研修計画を毎年作成し、虐待防止に関する基本的な内容等の適切な知識の普及啓発を図ります。研修は年に2回以上行い、委員長または委員が講師となり、個々に研修記録簿を提出し保存するものとします。
 - ・虐待の被害にあった入所者においては、安全確保に努め、虐待を行った職員との接触を断つなど、入所者の安全・安心の確保を最優先にし、心身状態に配慮します。
 - ・虐待を受けたと思われる入所者を発見した者は、担当者に報告し、委員長は、担当者又は職員等からの直接の相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払います。
 - ・担当者は(または委員長)虐待等を行った當人に事実確認を行い、詳細の確認・緊急性の判断、虐待を受けた入所者の心身の状態の確認をし、虐待の情報収集や、経過記録の作成を行います。なお、虐待者が委員長又は担当者の場合は他の上席者が職務を代行し、必要に応じて関係者に詳細を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

9. 防災設備

防災時の対応 消防計画にのっとり対応をおこないます。

防災設備 スプリンクラー設備、自動火災報知設備、誘導等設備、避難器具設備等

防災訓練 年2回

防災責任者 施設長 岩佐 芳子

8. サービス内容に関する相談・苦情

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は下記窓口か苦情受付担当者までお申し出下さい。

サービス相談窓口

電話番号 058-397-0820

担当者 生活相談員

※苦情は、面接や電話、書面にて隨時受け付けます。

また、以下の窓口においても相談・苦情を受け付けております。

当該市町村相談窓口

岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談係

電話番号 058-275-9826